

くまもと 議長会報

第51号

発行 熊本県町村議会議長会
熊本市健軍2丁目4番10号
TEL 096-365-0400
編集者 藤井公明



〔尾下菅原神社秋季大祭 高森町〕



新会長に藤井青北町議会議長を選任

(本会臨時総会)

藤井会長 全国町村議会議長会理事に

就任

義務付け・枠付け見直し

議員定数上限撤廃など改正

〔地域主権改革〕関連法案が成立)

〔通年議会〕の法制化・

住民投票制度の創設など審議

(第30次地方制度調査会始まる)

県内議員定数平均13人

(第57回町村議会実態調査の概要)

新議長・再選議長プロフィール

全国町村議会議員 団体補償制度

団体医療保険

町村

清流川辺川の恵みを活かした
緑豊かな村

相良村

のの

美しい海に囲まれた半島の町

苓北

あこ

苓北町

議長会の動き (全国・本会)



れ、監事に、毛利南小国町議会議長、柳詰球磨村議会議長が選任された。
この後、新役員の自己紹介が行われ、続いて新役員を代表し藤井新会長があいさつを行い、松井新副会長のことばで会を閉じた。
本会の新正副会長及び監事は別掲のとおりであり、任期は正副会長、監事とも2年間で、平成25年6月13日までとなる



副会長 藤川 憲 治

(上益城郡山都町議会議長)
議員歴 3回当選

(64歳)



副会長 松井 一 也

(玉名郡長洲町議会議長)
議員歴 4回当選

(64歳)



会長 藤井 公 明

(葦北郡芦北町議会議長)
議員歴 7回当選

(64歳)

本会新正副会長及び監事



監事 柳詰 正 治

(球磨郡球磨村議会議長)
議員歴 3回当選

(58歳)



監事 毛利 美 勝

(阿蘇郡南小国町議会議長)
議員歴 4回当選

(74歳)

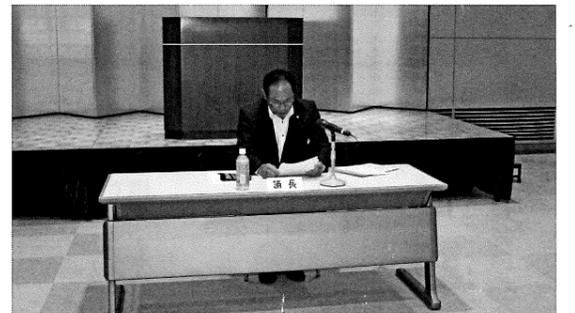
新会長に 藤井芦北町議会議長を 選任

新副会長に松井、藤川両議長



本会平成23年度臨時総会が、6月14日午後2時より、熊本県市町村自治会館において、県下町村議会議長及び郡町村議会議長会事務局長等約50名が出席して開かれた。本総会は、任期満了による正副会長及び監事の選挙を行うため開かれたもので、新会長に藤井芦北町議会議長(葦北郡理事)、

本会臨時総会



総会議長 本田 甲佐町議会議長

新副会長に松井長洲町議会議長(玉名郡理事)、同じく藤川山都町議会議長(上益城郡理事)が選任された。総会では、まず津川臨時会長代理者(下益城郡理事・美里町)が挨拶を行い、続いて、議長選任に入り、本田甲佐町議会議長を総会議長に選任し、議事に入った。



新役員を代表しあいさつをする藤井新会長

り提案理由の説明があった。選挙の方法は、従来の慣例に従い、各理事で構成する選挙委員により選考することと決定し、会議は暫時休憩に入った。
選考委員による別室での協議の後、選考結果を津川下益城郡理事が報告し、報告のとおり満場一致で決定された。
その結果、会長に、藤井芦北町議会議長、副会長に、松井長洲町議会議長、藤川山都町議会議長が選任さ

藤井会長

全国町村議会議長会理事に就任

本会の藤井公明会長は、本年7月20日に東京で開催された全国町村議会議長会の臨時総会において、同会の理事に選任された。本会の会長としては初めての就任となる。

全国議長の会長には、高橋 正群馬県会長（北群馬郡榛東村議会議長）が選任され、今後は高橋会長ら他の役員とともに、同会の運営に当たる。

全国議長の役員は、会長1人、副会長2人、理事6人、監事3人で構成され、正副会長と理事は全国9つの地区から1人ずつ選出される。

藤井会長は理事と併せて、町村議会議員共済会の副会長、財団法人全国町村議会議員会館の副理事長にも就任した。任期は2年間となる。

全国町村議会議長会役員名簿

会長	高橋 正 (会館理事長・共済会会長)	群馬県北群馬郡榛東村議会議長
副会長	松本 宗弘 (会館副理事長・共済会理事)	奈良県磯城郡田原本町議会議長
副会長	安宅 博 (会館副理事長・共済会理事)	徳島県三好郡東みよし町議会議長
理事	藤井 公明 (会館副理事長・共済会副会長)	熊本県葦北郡芦北町議会議長
理事	萬 和男	北海道標津郡中標津町議会議長
理事	伊藤 功正	秋田県南秋田郡大湯村議会議長
理事	北村 晋	福井県三方郡美浜町議会議長
理事	栗本 雅明	愛知県海部郡飛島村議会議長
理事	加計 雅章	広島県山県郡北広島町議会議長
監事	那須 穂士輝 (会館・共済会)	島根県飯石郡飯南町議会議長
監事	藤田 幸一 (会館)	福島県石川郡浅川町議会議長
監事	飯田 徳昭 (会館)	三重県三重郡朝日町議会議長
共済会監事	蓼 沼 朗 寿	学識経験者
事務総長	高田 恒 (会館・共済会常務理事)	全国町村議会議長会

義務付け・枠付け見直し 議員定数上限撤廃など改正

「地域主権改革」関連法案が成立

いわゆる「地域主権改革関連3法」と言われる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）、「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」が、本年4月28日、第177通常国会において可決成立し、5月2日に公布された。

この3法は、昨年3月の第174通常国会に提出されていたが、3度継続審査となり、提出から1年以上の期間を経て成立した。

また、第2次一括法も、本年8月26日、第177国会において成立し、同月30日に公布された。

1 「第1次一括法」の成立

今回成立した「第1次一括法」は、平成21年12月に

閣議決定された「地方分権改革推進計画」を踏まえ、関係する42の法律の整備を行うものであり、義務付け・枠付けを見直し、条制定権を拡大することで、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、関係する41法律を改正することをその主な内容としている。

具体的には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の施設・公物設置管理の基準の条例委任や、市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出にするなど、協議、同意、許可・認可・承認の見直し、中心市街地活性化基本計画の内容の一部を例示化するなど、計画等の策定及びその手続の見直しなどをその内容としている。

施行期日は、直ちに施行できるものが公布の日、政

また、臨時の議員として、議員でない国務大臣や地方公共団体の長・議会の議長でも出席し発言することができる。

なお、6月の協議の場では、国側より、菅総理（冒頭挨拶）、議員として、枝野官房長官（議長）、片山総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）（議長代行）、野田財務大臣、玄葉国家戦略担当大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣（行政刷新）、臨時の議員として、与謝野社会保障・税一体改革担当大臣、細川厚生労働大臣、松本内閣府特命担当大臣（防災）、海江田経済産業大臣・原子力経済被害担当大臣が出席した。

一方地方側より、山田全国知事会会長（副議長）、高嶺全国都道府県議会議長会会長代理、森全国市長会会長、五本全国市議会議長

① 構成・運営

当初この第1次一括法は、「地域主権改革の推進」という名称で国会へ提出されていたが、その後、名称から「地域主権」の言葉が削除されるなど、国会で一部修正が加えられ、現在の法律となった。

地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案、実施について、国と地方の代表者で協議を行う場として、以前から事実上開催されてきたが、今回初めてその開催が法制化された。その後、本年6月13日に

は、法制化後初めての国と地方の協議の場が開催され、「社会保障・税一体改革」、「東日本大震災復興対策」の二つのテーマについて協議がなされた。

協議の場は、国側から内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（内閣府設置法第4条第1項第3号の2の改革に関する事務を掌理する職にある者）、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣（国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新）を指定）が出席し、地方側からは地方六団体の代表各1人が出席し構成する。

議長・議長代行は国側の出席者から総理が指定し（議長・官房長官、議長代行・総務大臣を指定）、副議長は地方側から互選する（全国知事会会長を互選）。

2 「国と地方の協議の場」に関する法律の成立

地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画、立案、実施について、国と地方の代表者で協議を行う場として、以前から事実上開催されてきたが、今回初めてその開催が法制化された。その後、本年6月13日に

は、法制化後初めての国と地方の協議の場が開催され、「社会保障・税一体改革」、「東日本大震災復興対策」が協議の対象とされた。

6月の協議の場では、(2)、(3)に関する事項として「社会保障・税一体改革」、(3)に関する事項として「東日本大震災復興対策」が協議の対象とされた。

③ 招集等

招集は総理が行い、毎年一定回数(4回と決定)開催するものとし、協議すべき具体的事項を示し臨時に招集することも可能である。また、議員が総理に対し招集を求めるとも可能とされる。

④ 分科会

議長は、協議の場における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討を行わせることができるとしている。また、議長を除く議員は、協議の場における協議に資するため必要がある場合は、議長に対し、分科会の開催を求めることができるとしている。

⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後は遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成することから、当該制度を廃止した。

⑤ 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

平成21年12月に閣議決定された「地方分権改革推進計画」に基づき、地方自治法に規定されている、地方公共団体に対する義務付けを撤廃した。具体的には、次に掲げる事項となっている。

- ・市町村基本構想の策定義務(第2条第4項)
- ・内部組織条例の届出義務(第158条第3項)
- ・予算・決算の報告義務(第219条第2項、第233条第6項)
- ・条例の制定改廃の報告義務(第252条の17の1)
- ・広域連合の広域計画

し、国会に提出しなければならぬとしている。6月の協議の場においては、具体的には、国会へ提出する報告書は、議長が、副議長と調整の上作成し、国会への報告は、議長が、衆議院及び参議院の議長に対し報告書を出すことにより行うものと定めた。また、議長は、報告書を国会へ提出した後、速やかにこれを公表するとした。

⑥ 協議結果の尊重

協議の場で協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、その協議結果を尊重しなければならないとしている。

3 「地方自治法の一部改正法」の成立

今回の地方自治法の一部改正の目的は、地方公共団体の組織及び運営について

- ・の公表・提出義務(第291条の7第3項)
- ・財産区の財産処分等の協議義務(第296条の5第2項、第5項)

この中で、全国議長会は、市町村の基本構想について、当該団体の将来に関する重要事項であり、その他の重要な計画等と併せ、第96条第2項の議決事件として追加を検討する必要があるとしている。

(2) 直接請求制度の改正

① 直接請求代表者の資格制限の創設

- ・請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員または職員
- ・選挙人名簿に表示されている者(選挙権の停止・失権、転出)

て、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために行われたものである。

(1) 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

① 議員定数の法定上限の撤廃(第90条第2項、第91条第2項関係)

地方公共団体の議会の議員定数は、その上限数を人口に応じて定めているが、その規定を撤廃した。この改正により、それぞれの団体において議員定数を条例により自由に定めることができるようになった。

今回の改正においては、

全国議長会が留意点を示しており、町村議会における議員定数は全国平均で13.2人(昨年7月1日現在)と、上限値と比べ7人減となっているとし、多様な民意を反映するためには、一

- ・選挙人名簿から抹消された者(死亡、国籍喪失等)

従来、選挙人の投票を伴う直接請求(解散、解職請求)に限り、公職選挙法の立候補制限の規定が準用され、国、地方公共団体の公務員等は請求代表者となれなかった。しかし、平成21年11月18日の最高裁判決で、公務員が請求代表者になることができな規定は、請求手続にまで及ぼされる限りで無効と判示したことから、請求代表者となる

り得る公務員等の範囲を改めて定めたものである。

② 署名に関する罰則の追加

①の改正により、公務員等が請求代表者になることが可能となることを踏まえ、公務員等が地位を利用して署名運動を行うことについて罰則を持つて禁止す

定の議員数が不可欠であり、慎重に対応すべきとしている。

② 議決事件の範囲の拡大(第96条第2項関係)

第96条第2項では、同条第1項に規定する議会の議決すべき事件に加え、条例により議決事件を追加することができるが、法定受託事務については議決の対象となっていない。今回の改正で、法定受託事務についても、条例で議会の議決事件として定めることができることになる。

ただし、「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきもの」として政令で定めるものは、従前どおり除くとされている。

全国議長会は、政令で定めるものは改正法の施行までに示されるので、それら

ることをされた。

改正法は、本年8月1日に施行されている。ただし、「議決事件の範囲の拡大」の施行については、公布後1年以内において政令で定める日とされており、現在までまだ施行されていない。

なお、現在総務省において、新たな地方自治法の一部改正法が検討されており、通年会期制の導入、長が臨時会を招集しない場合が議長が招集することができるようになる改正、再議制度、専決処分に係る改正などが盛り込まれている。

4 「第2次一括法」の成立

本年4月5日に第177通常国会に提出され、8月26日に成立した「第2次一括法」は、昨年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、基礎自治

を踏まえ、各団体が議決事件への追加を検討する必要があるとしている。

③ 行政機関等の共同設置(第252条の7関係)

今回の改正で、普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、行政機関等の共同設置ができることとなり、議会事務局についても、他の議会と共同で設置できることとなった。

全国議長会では、議会事務局は他の行政機関と異なり、共同設置にはなじまないとし、昨年2月に議会事務局の共同設置について反対意見を提出している。

④ 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団については、時代の変遷や社会環境の変化に伴い、すでにその役割が失われている

体への権限移譲や、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図るため、188の関係法律の整備を行う。

具体的には、未熟児の訪問指導や家庭用品販売業者への立ち入り検査など、都道府県の権限を市町村へ移譲するものが47法律、また、施設・公物の設置管理の基準や、協議、同意、許可・認可・承認を要する事項、計画等の策定及びその手続について、その義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を図るものが160法律となっている。

施行期日は、直ちに施行できるものが公布の日に行われており、政省令等の整備が必要なものが本年11月30日、地方自治体の条例や体制整備が必要なものについては、多くが来年4月1日に施行される。

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

- ・ 議員
国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
- ・ 臨時の議員
地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

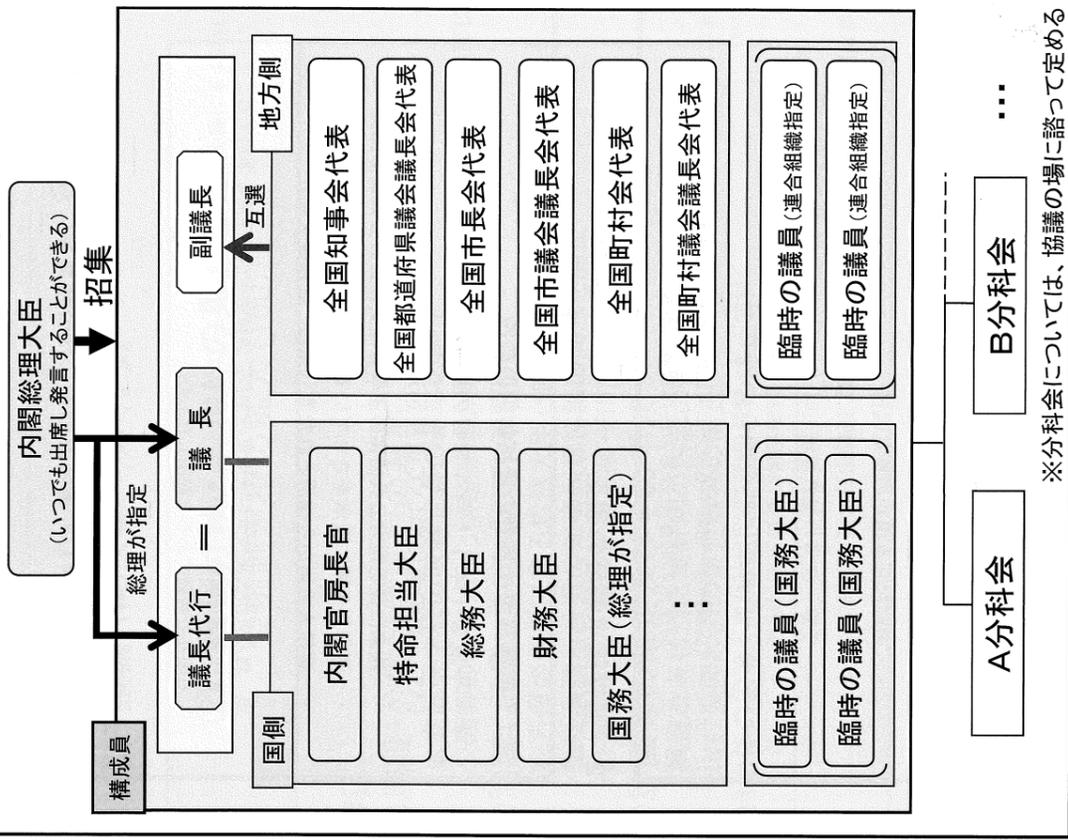
⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

- (1) 施設・公物設置管理の基準
 - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
 - ・ 公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
 - ・ 道路の構造の技術的基準の条例委任
- (2) 協議、同意、許可・認可・承認
 - ・ 市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
 - ・ 都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
- (3) 計画等の策定及びその手続
 - ・ 中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

- ※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務

（改革）（※）推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進）の追加（内閣府設置法）
※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようすとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組みることができるようにするための改革

2. 施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日（平成23年5月2日）
- ② 政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日（平成23年8月2日）
- ③ 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

第1次一括法の概要

（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

第2次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年8月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*)を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
 - (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
 - (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*) ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年8月30日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年11月30日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)等

地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するために必要なる改正を行う。

1 地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置

- (1) 議員定数の法定上限の撤廃
地方公共団体の議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。
- (2) 議決事件の範囲の拡大
法定受託事務に係る事件※についても、条例で議会の議決事件として定めることができることとする。
※ 「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする」が適当でないものとして政令で定めるものを除く。
- (3) 行政機関等の共同設置
行政機関等※については、共同設置を行うことができることとする。
※ 行政機関等とは
 - ・ 議会事務局(その内部組織)
 - ・ 行政機関
 - ・ 長の内部組織
 - ・ 委員会又は委員の事務局(その内部組織)
 - ・ 議会の事務を補助する職員
- (4) 全部事務組合等の廃止
特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、これを廃止する。

(5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

- 地方分権改革推進計画に基づき、地方公共団体に対する義務付け※を撤廃する。
- ※ 撤廃する義務付け
 - ・ 市町村基本構想の策定義務
 - ・ 内部組織条例の届出義務(都道府県→総務大臣、市町村→都道府県知事)
 - ・ 予算・決算の報告義務(同上)
 - ・ 条例の制定改廃の報告義務(同上)
 - ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務
(広域連合→組織する地方公共団体の長並びに総務大臣又は都道府県知事)
 - ・ 財産区の財産処分等の協議義務(財産区等→都道府県知事)

2 直接請求制度の改正

- (1) 直接請求代表者の資格制限の創設
平成21年11月18日の最高裁判決※を受け、地方自治法において、次の者について直接請求代表者の資格制限を設ける。
 - ・ 請求に係る地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員
 - ・ 選挙人名簿に表示されている者(選挙権の停止・失権、転出)
 - ・ 選挙人名簿から抹消された者(死亡、国籍喪失等)
- ※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したものの。
- (2) 署名に関する罰則の追加
地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

3 施行期日

公布後3月以内に政令で定める日※
※ ただし、議決事件の範囲の拡大は公布後1年以内に政令で定める日

「通年議会」の法制化・

住民投票制度の創設など審議

第30次地方制度調査会 始まる

第30次地方制度調査会の第1回総会が本年8月24日開催され、菅内閣総理大臣（当時）より、住民自治や大都市制度のあり方、基礎自治体の役割や行政体制のあり方について調査審議を行うよう諮問を受けた。

調査会は、内閣府に設置され、学識経験者18人、国議員6人、地方六団体6人、計30人の委員と2人の臨時委員で構成される。総会では、会長に西尾勝・東京市政調査会理事長、副会長に畔柳信雄・三菱東京UFJ銀行取締役会長が互選された。

また、専門的に議論を行う

う専門小委員会の委員長には確井光明・明治大学教授、総会の運営を協議する運営委員会の委員長には、畔柳副会長が指名された。

委員の任期は2年。今後は、まず、総務省内の地方行政検討会議で審議が行われていた議会制度、住民投票制度などを中心とする

1 地方議会制度

(1) 地方議会の会期

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができるとする。通年の会期とは、1月中において条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするものであり、通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日（毎月1日以上）を条例で定める。一方、

地方自治法改正案の概要

調査会で今後検討される「地方自治法の一部を改正

長は臨時会議の開催を請求

2 議会と長との関係

臨時会議の開催を請求し、議員の選任等に関する事項を条例に委任することとする。また、本会議において、公聴会の開催、参考人の招致をすることができる。こととする。

3 直接請求制度

一般再議の対象を条例とする。

(2) 臨時会の招集権

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

(2) 専決処分

副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。また、条例・予算の専決処分については、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措置を講じなければならぬこととする。

(3) 条例公布

長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。

解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。また、条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する。

4 住民投票制度の創設

大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。その場合、条例で定める大規模な公の施設の設置を議会が承認した後、住民投票を実施し、住民投票で過半数の同意がなければ、当該公の施設は設置できない。

5 国等による違法確認訴訟制度の創設

国等が是正の要求等をし

た場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしいとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

6 一部事務組合・広域連合

一部事務組合等からの脱退の手續を簡素化し、また一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することができることとする。また、広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

県内議員定数 平均 13人

同定数の町村でも人口に開き

第57回

町村議会

実態調査の概要

平成23年7月1日現在 — 本県集計分—
(基礎的データに関する部分のみ)

本調査については、例年、各町村議会のご協力のもと、町村議会の組織・運営等の実態を把握し、議会の活性化に資する基礎資料を得る目的で行っているものであり、今回も各調査項目について、県内各町村議会より回答を得た。

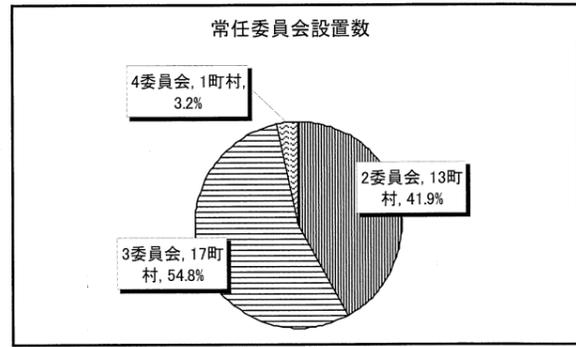
調査方法は、インターネットを利用して、各町村の端末から直接、全国町村議会議長会の専用サーバーに調査データを登録する「町村議会実態調査システム」を採用しており、全国及び都道府県別集計結果についても、当システムにおいて集計結果表が作成され、全国町村議会議長会ホームページ上において公表される予定となっている。

現在、各町村の調査結果を取りまとめている状況であり、全体の集計結果表が作成できるまでにはいたっていないので、この資料では、各町村議会の構成等基礎的なデータ（調

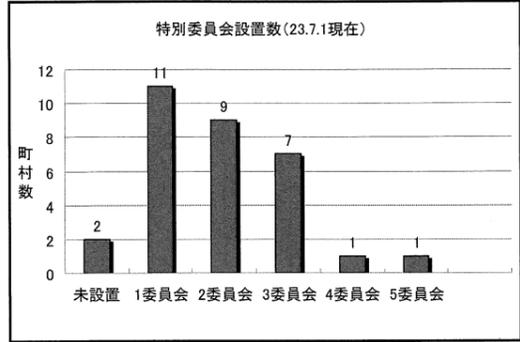
1. 町村人口

県内31町村の本年7月1日現在の住民基本台帳人口は363,829人で、1町村平均11,736人となっている。

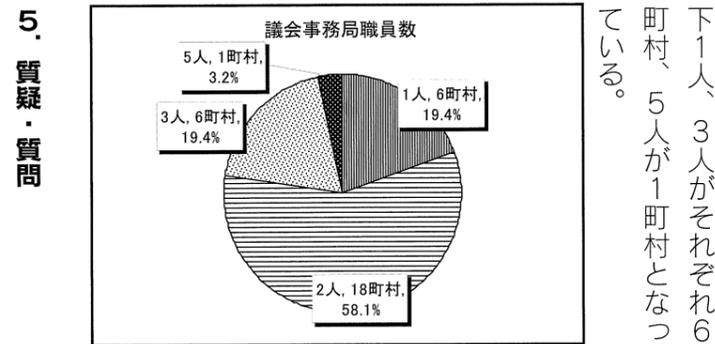
これを昨年と比較してみると、全体で1,433人の人口減となっている。町村別に人口の増減を見ると、この1年間で人口増となったところは5町村、人口減となったところは26町村となっている。



会広報編集(6)
 ※議員6人が議会広報編集常任委員を兼務
 ○湯前町(定数11)・・・3委員会(総務5、厚生文教5、経済建設5)
 ※議長を除く議員5人が2委員会を兼務
 ○相良村(定数11)・・・2委員会(総務文教6、産業福祉6)
 ※議長が2委員会を兼務
 ○球磨村(定数11)・・・3委員会(総務4、文教厚生4、経済建設4)
 ※議長を除く議員2人が

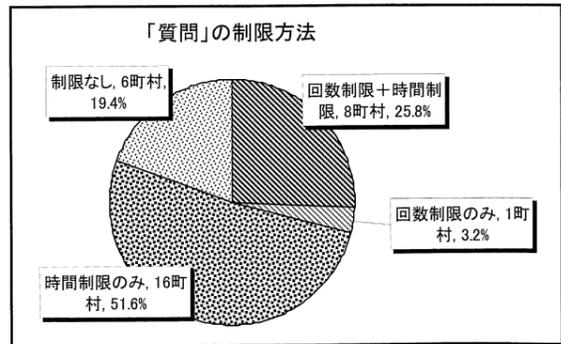
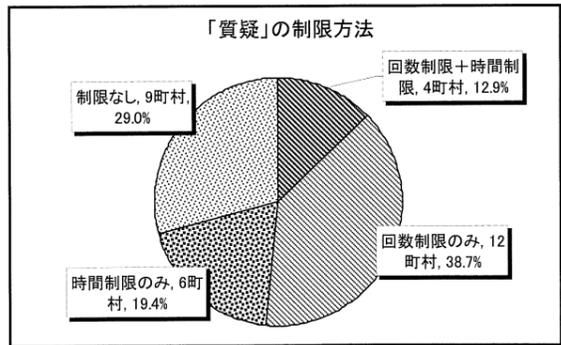


4. 議会事務局
 県内町村議会事務局職員の条約定数の総数は65人、1町村平均2.1人となっている。人数別の町村数は、2人が最も多く18町村、以



5. 質疑・質問

本会議における質疑の方法については、回数制限のみを行っている町村が最も多く12町村(38.7%)、次いで制限なしが9町村(29.0%)、時間制限のみが6町村(19.4%)、回数制限と時間制限の両方が4町村(12.9%)となっている。回数制限を行っていない町村は15町村(48.4%)となっている。



6. 議員報酬

一方、本会議における質問の方法については、時間制限のみを行っている町村が最も多く16町村(51.6%)、次いで回数制限と時間制限の両方が8町村(25.8%)、制限なしが6町村(19.4%)、回数制限のみが1町村(3.2%)となっている。回数制限を採用している町村は22町村(71.0%)となっている。

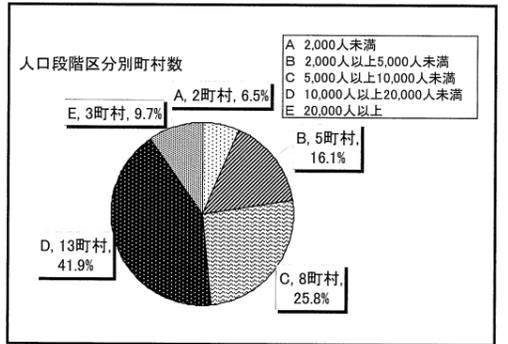
議員報酬月額の内平均額は、議長が303,152円、副議長が250,084円、議員が227,945円となっている。昨年と比較し、議長は266円、副議長が205円、議員が189円上がっている。人口段階区別に平均報酬額を見ると、人口が多くなるにしたがって、平均報酬額も高くなる傾向にある。

(人口増となった町村)

①菊陽町	731人 (2.0%)	増
②大津町	518人 (1.7%)	増
③嘉島町	133人 (1.5%)	増
④益城町	203人 (0.6%)	増
⑤西原村	1人 (0.0%)	増

人口段階区別では、10,000人以上20,000人未満(D)の町村が一番多く13町村(41.9%)、以下5,000人以上10,000人未満(C)の町村が8町村(25.8%)、2,000人以上5,000人未満(B)の町村が5町村(16.1%)、20,000人以上30,000人以上(E)の町村が3町村(9.7%)、7%、2,000人未満(A)の町村が2町村(6.5%)となっている。

昨年と比較して、芦北町の人口が20,000人を下回ったことから、(E)が1町村減少し、(D)が1町村増加している。

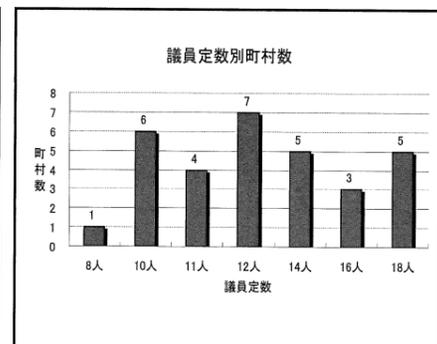
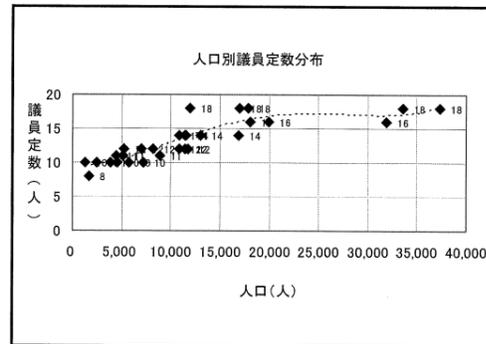


2. 議員定数

県内町村の7月1日現在の議員定数の総数は404人(昨年比6人減)、1町村平均13.0人(同0.2人減)となっている。

定数で最も多いのが18人、一番少ないのが8人となっており、町村数では、12人としている町村が7町村と最も多く、以下10人が6町村、14人と18人が5町村、11人が4町村、16人が3町村、8人が1町村となっている。

昨年7月1日と比較し、



4町村(益城町、多良木町、水上村、荅北町)が改選で定数を減少させたため、6人の定数が減少した。(益城町19→18、1減、多良木町16→14、2減、水上村11→10、1減、荅北町14→12、2減)

人口別に議員定数の分布状況を見てみると、例えば県内町村で一番多い定数12人の町村の人口は約5,300人、11人、800人と6,500人程度の差があり、18人の町村の人口は約11,900人と37,400人と、25,500人程度の差がある。

また、大まかに見て、人口に比例して議員定数が増えているが、特に10,000人から20,000人前後の町村においては、同規模の町村においても、議員定数の差がある。この要因の一つは、合併町村の人口規模が10,000人から20,000人の範囲に集中しており、未合併町村との定数差が開いていることにあるものと思われる。

しかし、合併町村の任期満了による改選により、大

幅な定数減が進み、定数差は少なくなりつつある。

3. 常任委員会・特別委員会
 県内町村の常任委員会の設置数は、3委員会を設置している町村が最も多く17町村、次いで2委員会を設置している町村が13町村、1町村平均2.6委員会、1委員会の平均定数は5.0人となっている。

また、平成18年の自治法改正により、常任委員の複数所属が認められることとなったが、県内では以下の5町村が複数所属制をとっている。

○高森町(定数10)・・・3委員会(総務6、文教厚生5、建設経済5)
 ※議員6人が2委員会を兼務
 ○御船町(定数16)・・・4委員会(総務5、産業建設6、民生文教5、議

新議長再選議長プロフィール



菊陽町議会議長
大塚 昇
年齢 62歳
議員 3回当選
議長就任
平成23年5月10日

抱負
本町は、人口増加と混住化が進展するなか諸問題も多くなってきた。その問題解決と、さらなる町の発展を目指すには、二元代表制の一端である議会が本来の姿・機能を取り戻すことが重要である。議会活性化を図りつつ、当面は円滑な議会運営に最善を尽くす。

抱負
統一地方選後に議長の職責を頂き責任の重さを痛感している所です。議会の役割は「住民と行政のパイプ役」であるとの信念のもと、これからの将来の地域づくり（町づくり）に全力を尽くす所存です。



玉東町議会議長
松尾 純久
年齢 63歳
議員 5回当選
議長就任
平成23年5月2日(再選)

抱負
本町の未来に向け今期若い力溢れる議会構成となった。我が国、熊本、我が町の社会、経済、人の流れ等々、このままで良いのか。議会活動を通して全議員一丸と成り本町発展の為に、試行部と「良きを図りて悪しを制する」覚悟で臨み、今後もより一層努力していきたい。



小国町議会議長
高村 祝次
年齢 63歳
議員 3回当選
議長就任
平成23年5月10日

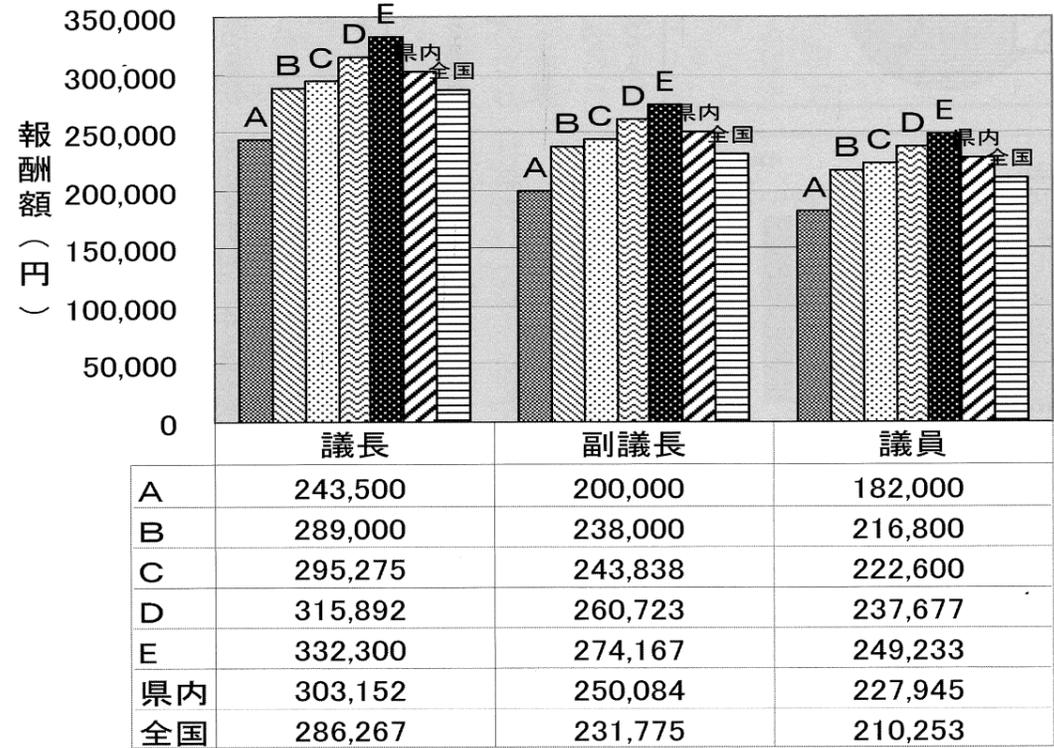
抱負
本町では、光ファイバー網整備の導入完了に伴い、町民の生活環境の向上と高度情報化社会に順応できるように努力してまいります。また、依然として厳しい財政状況ですが、現状を踏まえ議会のまとめ役として、あるいは行政とのパイプ役として町政発展に向け尽力する覚悟でございます。



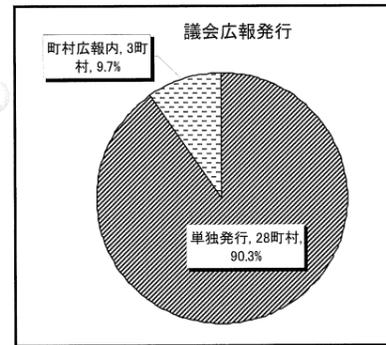
南小国町議会議長
毛利 美勝
年齢 74歳
議員 4回当選
議長就任
平成23年5月10日(再選)

人口段階区分別平均報酬額

A 2,000人未満
B 2,000人以上5,000人未満
C 5,000人以上10,000人未満
D 10,000人以上20,000人未満
E 20,000人以上



※ 一定期間、条例規定額より減額した報酬を支給する規定を設けている場合は、当該規定による実際の支給額を算入している。また、五木村は、成果報酬制度としているため、この調査では、その定額報酬部分についてのみ算入している。



7. 議会広報
議会広報について、広報紙を単独で発行している町村は28町村(90.3%)、町村広報内で併せて行っている町村が3町村(9.7%)となっている。
昨年調査時より、嘉島町、山都町、氷川町の3町が新たに広報紙を単独発行している。

8. 模擬議会等
過去1年間の模擬議会の開催状況については、子ども議会を行った町村が6町村(産山村、益城町、甲佐町、多良木町、山江村、球磨村)あった。
住民懇談会・議会報告会の開催状況については、4町村(西原村、御船町、あさぎり町、多良木町)が行っている。

議会広報単独発行町村
玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町



産山村議会議長
井 威 夫
年 齢 74歳
議 員 3回当選
議長就任
平成23年5月9日



御船町議会議長
岩 田 重 成
年 齢 71歳
議 員 4回当選
議長就任
平成23年5月10日



津奈木町議会議長
川 崎 尊 深
年 齢 62歳
議 員 8回当選
議長就任
平成23年5月10日(再選)

抱負
村が持つて居る、豊かな自然、全国名水百選のひとつ池山水源、九重の麓に広がる広大な原野を十分に活用した、農畜産物の開発、観光客の誘致、豊かな水源を活かした、エネルギーの開発を進め、未来に夢を繋ぎ、人口減に歯止めをかける。この様な事に全議員で努力する。

抱負
地方分権が進み、議員は町民の意思の代弁者であり、町政にその意思を反映させ、最良の意思決定を導く使命が課せられています。議会は、町民とともに歩み行動し開かれた議会改革を目指し、議会基本条例を制定しました。いわば、議会の憲法です。今後も議会改革を推進していくつもりです。

抱負
約二十年ぶりの議長就任で、当時とは人も政も経済も全く変わっている現状です。震災の復旧等に国民の負担も増大する事が確実な中、地方交付税等の減額により、町基本計画が確実に遂行できるか心配しています。ここに再度、議会人としての責任を認識し、活気ある議会運営に努めてまいります。



高森町議会議長
田 上 更 生
年 齢 60歳
議 員 2回当選
議長就任
平成23年5月10日



益城町議会議長
福 永 誠 一
年 齢 76歳
議 員 4回当選
議長就任
平成23年5月10日



錦町議会議長
宮 本 堅 志
年 齢 68歳
議 員 3回当選
議長就任
平成23年8月8日

抱負
少子高齢化、福祉、教育、産業の育成等、現在本町が抱えている諸問題に対して議会は、言論の府としての役割を議員一丸となって果たしていきたい。
また、住民参加の町づくりを目指す中で、議会が率先して住民参加の機会を作り、住民に開かれた議会、住民と共に歩む議会として議会運営に努めていきたい。

抱負
今回、一般選挙後の初議会(臨時会)において、議長に選任されました。町財政は、国の「東日本大震災」復旧・復興支援に伴う財政見直しなどで厳しいところではありますが、現在町が進めている「日本一住みよいまちづくり」の取り組みが、町の活性化のみならず、被災地への支援にもつながると思います。今後、ますます議会としての働きが重要となる中、議長として公平・公正な議会運営に努力していきたいと考えます。

抱負
本町の財政状況は依然として厳しく、人口の減少傾向を食い止めるべく若者が残れる働く場の確保、更には行財政改革についても最重要課題であり、議会と執行部が一丸となって住民の付託に応えることができるよう住民目線に立つて、是は是、非は非の立場で日々最善の努力をする覚悟であります。



多良木町議会議長
銅 田 清 高
年 齢 62歳
議 員 4回当選
議長就任
平成23年5月11日



山江村議会議長
田 口 清 隆
年 齢 72歳
議 員 7回当選
議長就任
平成23年5月10日

抱負
少子高齢化、低成長時代のなか、町は「第五次総合開発計画」に基づき、将来の町づくりを進めています。
議会としても、活力ある町づくり、住民福祉の向上のため、議論を大に行い、住民の皆さまに情報を提供し、「開かれた議会」を目指し、負託に応えていきたいと思えます。

抱負
地方分権による、自立した自治体経営が求められるなか、議会の果たす役割は益々重要となっております。
議会本来の機能である行財政運営の監視を通して議会の活性化に努め、限られた財源、人材を最大限有効活用し、創意工夫により住民福祉の向上を図るとともに、円滑な議会運営に努めます。



水上村議会議長
大 石 長 一 郎
年 齢 61歳
議 員 6回当選
議長就任
平成23年5月10日(再選)

抱負
村財政においては、限られた財源で、より効果を発揮できるかが問われる時代であります。小水力発電など、本村に点在する地域資源の活用に向け、執行部と一体となって取り組み、村民の更なる福祉の向上を目指すと共に、安心・安全の村づくり、議会の円滑な運営のため、誠心誠意努力してまいります。

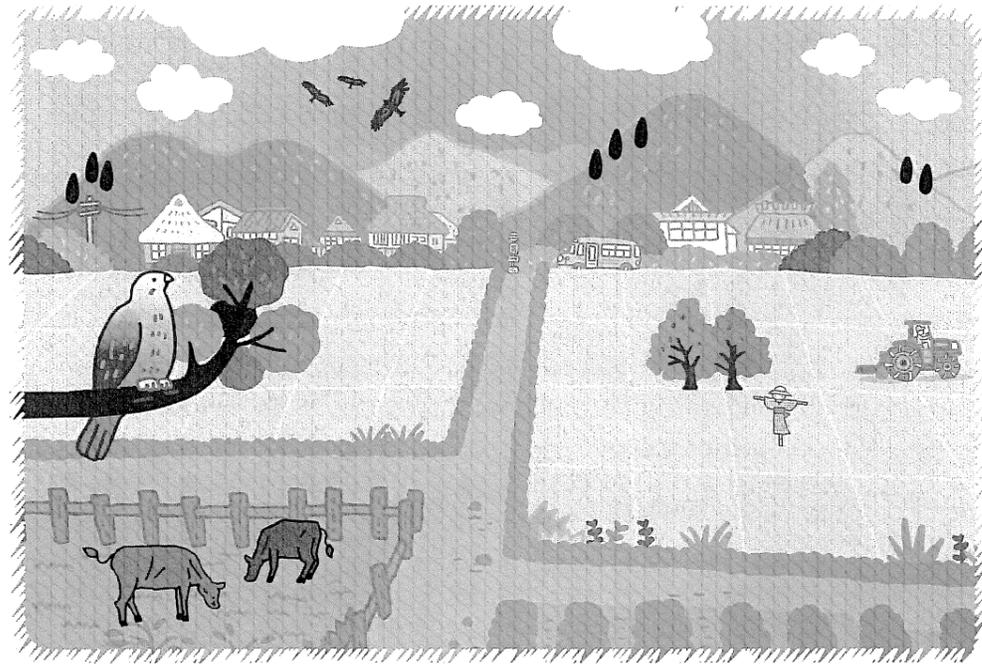
議長プロフィールについては、本年4月から9月までに就任された方々を掲載いたしました。

全国町村議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険)

保険期間 平成24年1月1日午後4時から1年間

「病氣」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険5つの特長

1 「病氣」を補償します!

- 病氣による入院・手術を補償します。三大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)となった場合の補償もセットできます。
- 病氣による入院は、日帰り入院から補償します(注1)。
- また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

4 お手続きは簡単です!

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます(注2)。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません(注3)。

2 団体割引30%の、割安な保険料です!

ご加入年齢 60歳~64歳の場合
 疾病入院保険金 1日につき **5,000円**
 疾病手術保険金 手術の種類により **20・10・5万円** (保険期間1年、年払、団体割引30%適用)

5 無料の健康・介護相談サービス(損保ジャパン・アシスタントダイヤル)をご利用いただけます!

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です!

- 議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 79歳(保険始期日時点の満年齢)まで加入できます。

(注1) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

(注2) 加入依頼書および被保険者健康告知書の内容により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

(注3) 本制度は保険期間の途中でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308

【受保険会社】
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第二部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-3287 FAX 03-3348-6090

SJ11-04220 2011.8.2

全国町村議会議員 団体補償制度

ケガの保険

(傷害総合保険)

- 保険期間 平成23年7月1日から平成24年7月1日までの1年間(随時加入できます。)
- 加入資格 全国の町村議会議員等、議事事務局職員、系統町村議会議長職員

補償の対象となる場合(例えば次のような事故によりケガをした場合、補償の対象となります。)

ケガ

加入者(議員)ご本人

- 演説中・公務中の事故
- 車での移動中の事故
- 飛行機搭乗中の事故
- スポーツ中の事故

および

配偶者(夫婦型にご加入の場合)

- 包丁で指を切った
- ドアにぶつかりケガをした
- 階段で転んでケガをした
- 夫婦型のご加入をおすすめいたします

個人賠償責任

- 自転車で他人にぶつかりケガをさせた
- 飼い犬が他人に噛みついた
- 同居の子ども・孫が他人のものを破損した
- 買い物中に誤って商品をこぼした

保険金額と掛金(保険料+制度運営費)

(注) 本人型と夫婦型は、重複して加入できません。(保険期間1年間 職種別A級)

加入タイプ	本人型		夫婦型	
	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
ケガの補償の対象者	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	加入者(議員・退職議員)本人	配偶者
補償内容	保険金額		保険金額	
死亡	1,670万円	1,670万円	1,670万円	1,200万円
後遺障害	800万円	800万円	800万円	600万円
入院	交通事故	日額8,000円	日額8,000円	日額8,000円
	交通事故以外のケガ	日額4,000円	日額4,000円	日額4,000円
手術	交通事故	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円	8万円・16万円・32万円
	交通事故以外のケガ	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円	4万円・8万円・16万円
通院	交通事故	日額2,500円	日額2,500円	日額2,500円
	交通事故以外のケガ	日額1,500円	日額1,500円	日額1,500円
個人賠償責任	最高5,000万円(自己負担額なし)		最高5,000万円(自己負担額なし)	
掛金	22,000円(保険料20,000円+制度運営費2,000円)		35,000円(保険料33,000円+制度運営費2,000円)	

本年度は、約18%(注)の割引となります。(注) 団体割引30%、過去の損害率による割増30%、大口割引10%を乗算しています。

中途加入時の掛金(保険料+制度運営費) 補償期間(保険期間) 平成24年7月1日まで					
加入月日	掛金		加入月日	掛金	
	本人	夫婦型		本人	夫婦型
平成23年7月1日	22,000円(保険料20,000円)	35,000円(保険料33,000円)	平成24年1月1日	11,000円(保険料10,010円)	17,500円(保険料16,510円)
8月1日	20,200円(保険料18,340円)	32,100円(保険料30,260円)	2月1日	9,200円(保険料8,330円)	14,600円(保険料13,750円)
9月1日	18,400円(保険料16,680円)	29,200円(保険料27,520円)	3月1日	7,400円(保険料6,680円)	11,700円(保険料11,020円)
10月1日	16,500円(保険料15,010円)	26,300円(保険料24,770円)	4月1日	5,500円(保険料5,010円)	8,800円(保険料8,270円)
11月1日	14,700円(保険料13,320円)	23,400円(保険料21,980円)	5月1日	3,700円(保険料3,330円)	5,900円(保険料5,490円)
12月1日	12,900円(保険料11,680円)	20,500円(保険料19,260円)	6月1日	1,900円(保険料1,670円)	3,000円(保険料2,750円)

全国町村議会議員互助会(保険契約者)

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館 電話 03-3264-8172

- 本保険制度は、株式会社損害保険ジャパンを幹事保険会社とする損害保険会社4社の共同引受であり、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- ご契約者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- ◎取扱代理店 株式会社まちむら 〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 電話 03-3264-6830
- ◎幹事引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第二部第三課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 03-3349-3287

SJ11-01965 2011年6月1日作成

あの町・この村

清流川辺川の恵みを活かした 緑豊かな村

(概要)

相良村は、県の南部、球磨盆地のほぼ中央にあり、標高152メートルに位置し、中央には、日本三急流の一つである球磨川の支流「川辺川」が北から南にかけ貫流しています。



川辺川

北部は標高400メートルから1300メートルの山岳が連なる山林地帯であり、南部に至るにしたがつて平野が拓けた農耕地帯を形成し、東西（北端11キロメートル、南端4キロメートル）、南北24キロメートルの「くさび型」の地形をした総面積94.54平方キロメートルのうち、山林面積が約77%を占める山紫水明の農山村であります。

(産業)

主な産業は農林水産業で、農家戸数は700戸、経営耕地面積870ヘクタール、1戸当たり平均1.1ヘクタールという現況にあります。米を中心に茶・

葉たばこ・メロン・花き・畜産等が営まれており、経営の合理化、技術の改善、規模拡大をはかりながら、中核農家の育成、強化を行っております。

特に、熊本県内トップの200ヘクタールの面積と粗生産額を誇るお茶については、川辺川の深い霧につつまれながら育つまれ、その豊かな香りとまるやかな味は、全国にも評価を受けています。

林業については、1350ヘクタールの国有林、5922ヘクタールの村有・民有林があり、林業生産基盤の整備、除間伐等の保育、育林の推進を行うことにより、優良材の生産を旨としています。

水産業として、清流日本一となった川辺川産の鮎を春から秋にかけて出荷しています。

(文化財)

村には多くの文化財がありますが、その中でも球磨川とその支流川辺川が合流する場所の平野部に位置する十島菅原神社は、鎌倉時



十島菅原神社

代の弘安年間に創建され、代々相良氏が崇敬されてきました。境内の池には、十島の島があり「十島」の由来といわれます。その1つの島に本殿が配置されています。本殿・拝殿を含め、平成6年に国の重要文化財に指定された村の代表的な文化財です。

(観光施設)

「茶湯里」温泉は、都市と農村との交流を目的とした「リフレッシュビレッジ



茶湯里



チェリーゴルフ人吉

さがら」として平成10年にオープンしました。温泉は郡市、屈指の温質を誇っており、その他、温水プール、ウォータースライダーや遊水プールと宿泊棟を完備しており、県内はもとより、九州各地からの観光客で賑わっております。

また、九州自動車道人吉インターから車で5分というアクセスの良さ、眼下に球磨川を望む抜群のロケーションが自慢のゴルフ場のチェリーゴルフ人吉があります。

美しう海に囲まれた 半島の町 苓北

苓北の「苓」は「あまくさ(甘草)」を意味します。「苓北」という名は、天草全島が「苓州」と呼ばれていたこと、その「苓州」の北部に位置する町ということから名付けられました。

その名のとおり、苓北町は天草下島の西北部にあり町の広さは東西に9.76キロメートル、南北に12.30キロメートルで67.08平方キロメートルとなつています。西は天草灘をのぞみ、北は千々石灘に面した美しい海に囲まれた町です。

苓北町の特徴である細長く突き出た富岡半島は陸繋島として知られています。美しい砂丘は天然の良港を形成しており、昭和31年には雲仙天草国立公園の指定を受けています。また、半島から伸びた砂嘴(さし)の巴崎は、小天橋とも呼ばれ、熊本県指定の天然記念物ハマジンチョウが群生しています。



レタスの収穫と防蛾灯

産業としては、農業が盛んで冬レタスは約140ヘクタールで栽培され、本町の基幹作物となつており国の指定産地にもなつています。10月頃から12月にかけては、低農薬栽培のためのオレンジ色に輝く大型の防蛾灯が、町内各地に約170基設置され、幻想的な雰囲気を醸し出しています。そのほか、果樹ではポインカン、テコポンなどが栽培され温州みかんの袋掛けみかんも有名です。また、魚介類も豊富で、ウニや緋扇貝、岩

がきなども贈答用として喜ばれています。かつて苓北町は、1205年からおよそ400年もの間、志岐氏が統治する時代が続きました。この頃、海に囲まれた天草は、わが国でもいち早くキリスト教を受け入れました。しかし、徳川幕府によつて「キリシタン禁令」が発令され、キリシタンに対する厳しい弾圧と過酷な年貢の取り立てが始まり、ついに1637年に天草島原の乱が勃発します。この時、富岡城は幕府側の拠点として、天草四郎らの一揆軍から攻撃を受けました。必死の守りで落城を免れたことが乱の早期終結と、後の徳川幕府の安定をもたらしたとされています。



富岡城

その後、天草の初代代官、鈴木重成の時代から富岡は天草の行政の中心地となりました。現在、富岡城は、石垣や高麗門、櫓、築地塀などが復元され、本丸は「富岡ビジターセンター」として活用されています。ここからの眺めは最高です。

二の丸広場では、「天草回天の碑」として、天草や本町にゆかりのある鈴木重成代官、鈴木正三和尚が天草の恩人として、また、勝海舟、頼山の銅像が建てられ、町を守っています。

この他にも、富岡吉利支丹供養碑(千人塚)やアダム荒川殉教の地などキリシタンにまつわる歴史や、儒学者として知られる頼山陽の公園など文化的な史跡も多く存在し、上津深江の裸まつり、富岡稲荷神社初午大祭に奉納される蛇踊やコッコデシヨなどの郷土豊かな郷土芸能や、頼山陽が詠んだ「泊(天草洋)の吟詠大会、苓北じゃつと祭に合わせ開催されるペーロン大会、さらには、全国一の埋蔵量を誇る陶石を利用した窯元も多く天草西海岸陶芸祭



ペーロン大会

議長会の動き

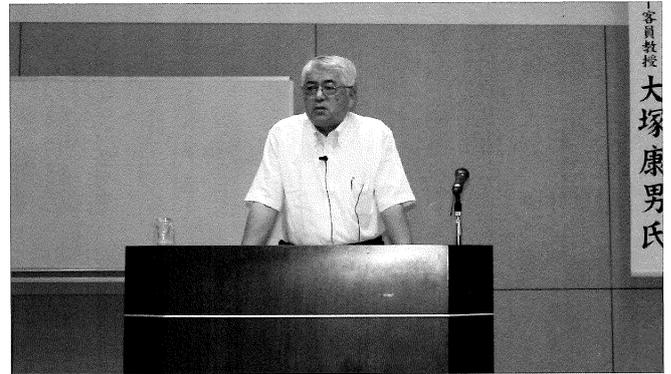
(平成 23 年 4 月～平成 23 年 9 月)

全国議長会・ブロック会等

- | | | | | |
|---------|-------|---|------|--------------------------------------|
| 平成 23 年 | 4.12 | 各団体事業説明会・第 34 回都道府県職員研究会
(東京・全国町村議員会館) | 7.6 | 連絡調整会議 (議員会館) |
| | ～ 13 | | 7.19 | 西日本地区各県町村議会議長会協議会
(東京・グランドアーク半蔵門) |
| | 4.20 | 連絡調整会議
(都道府県事務局長会議) (議員会館) | 7.20 | 全国町村議会議長会臨時総会 (議員会館) |
| | 5.17 | 第 36 回町村議会議長・副議長研修会
(東京・メルパルクホール) | 7.21 | 都道府県会長会 (議員会館) |
| | ～ 18 | | 7.28 | 第 74 回町村議会広報研修会
(シエーンバツハ砂防) |
| | 5.19 | 都道府県会長会 (議員会館) | ～ 29 | |
| | 6.29 | 九州各県町村議会議長会協議会
(鹿児島市) | 9.14 | 九州各県町村議会議長会事務局長会
(長崎県五島市) |
| | 6.30 | 第 66 回町村議会事務局職員研修会
(議員会館) | 9.26 | 九州各県町村議会議長会事務局職員研修会
(福岡県北九州市) |
| | ～ 7.1 | | | |

本会

- | | | | | |
|---------|------|--|-----|---|
| 平成 23 年 | 4.22 | 事務説明会 (熊本県市町村自治会館) | 8.1 | 町村監査委員研修会 (自治会館)
講師：市町村アカデミー客員教授
大塚 康男 氏
演題：「住民監査請求の理論と実務」 |
| | 5.10 | 第 1 回監査会議 (自治会館) | | |
| | 5.23 | 町村議会議長研修会 (自治会館)
講師：毎日新聞 論説副委員長
与良 正男 氏
演題：「これからの政局・政治展望」 | | |



- | | | | |
|------|---|------|---|
| 5.26 | 第 1 回理事会議 (自治会館) | 8.19 | 町村議会正副議長研修会 (自治会館)
講師：国際変動研究所理事長
軍事アナリスト 小川 和久 氏
演題：「日本は国境を守れるか」 |
| 5.27 | 郡事務局長会議 (自治会館) | | |
| 6.14 | 臨時総会 (自治会館) | | |
| 7.11 | 町村議会常任委員長・議会運営委員長
研修会 (自治会館)
講師：読売テレビ・元解説委員長
辛坊 治郎 氏
演題：「これからの社会と経済の行方」 | | |



第 2 回理事会議 (自治会館)